



# 埼玉県報

第302号  
令和4年(2022年)  
4月12日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額 (人事課)
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額 (人事課)
- 令和4年1月から3月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況(入札審査課)
- (仮称)株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業環境影響評価準備書 (環境政策課)
- 彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事事業環境影響評価準備書(環境政策課)
- 和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (みどり自然課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (商業・サービス産業支援課)
- 所沢都市計画道路事業の事業認可 (道路街路課)
- 羽生都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課)
- 朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 朝霞都市計画区域区分の変更の案の縦覧 (都市計画課)

- 朝霞都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定の取消し（熊谷建築安全センター）

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十三号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

神川町	調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日
		令和二年度地籍簿一冊	阿久原十一地区（大字上阿久原、大字下阿久原の各一部）	令和四年四月七日

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十四号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

川越市	令和二年度地籍図三枚南古谷第五地区令和四年四月	調査を行った成果の調査を行った認証
調査を行った者の名称	調査を行った地名	称地区年月日
令和三年度地籍簿一冊（大字木野目の七日一部）	地籍簿一冊	



# 告示

## 埼玉県告示第三百三十六号

本庄市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

本庄市	調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果	の調査を行った地区	年月日
令和三年	令和二年	地籍簿一冊	四枚	本庄一丁目一（本庄一丁目の一部）	令和四年四月七日

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十七号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った成果の調査を行った認め証
時 期 名 称 地 区 年 月 日	
ときがわ町	
令和三年度地籍簿一冊字雲河原の一部）七日	令和二年度地籍図五十三枚雲河原二地区（大令和四年四月

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十八号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

狭山市	令和二年度	地籍図二十三枚	狭山第五十五地区（入間川の一七部）	令和四年四月
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	称地	区年
				月
				日
				証



# 告示

## 埼玉県告示第三百三十九号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、令和四年四月十二日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和四年四月十二日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

表を次のとおり改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九四一円	一二、九五七円
二十歳以上二十五歳未満	五、四三六円	一二、九五七円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇四九円	一三、九八五円
三十歳以上三十五歳未満	六、二七二円	一六、六九六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六九三円	一九、六八九円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四九円	二一、五〇五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇九六円	二二、八九八円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九四円	二五、一八九円
五十五歳以上六十歳未満	六、五七〇円	二五、三一九円
六十歳以上六十五歳未満	五、四七三円	二一、〇二二円
六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一六、一一七円
七十歳以上	三、九四〇円	一二、九五七円

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように修正し、令和四年四月十二日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和四年四月十二日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

表常時介護を要する状態の項中「七万三千九十円」を「七万五千二百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「三万六千五百円」を「三万七千六百円」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十一号

令和四年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、株式会社シタラ興産から深谷市の区域内において行われる（仮称）株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

深谷市環境課

熊谷市環境政策課

#### 二 縦覧の期間

令和四年四月十二日（火）から令和四年五月十二日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、オリックス資源循環株式会社から寄居町の区域内において行われる彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事業について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

寄居町生活環境エコタウン課

深谷市環境課

小川町環境農林課

東秩父村保健衛生課

### 二 縦覧の期間

令和四年四月十二日（火）から令和四年五月十二日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十四号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告示

### 埼玉県告示第三百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアセキ生出塚店

埼玉県鴻巣市生出塚一丁目百二十五番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 建築基準法等、関連法令を遵守してください。
- (2) 当該届出の計画地は、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域となっています。当該地域による建築基準法に基づく建築物の用途制限は、過半の属する地域の制限が適用されます。仮に第一種中高層住居専用地域の用との制限が適用された場合、店舗の床面積が五百平方メートルを超えて建築することができないことから、当該建築計画が、建築基準法の用途制限に適合しているか確認をしてください。
- (3) 屋外広告物を設置の際は、屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例を遵守してください。
- (4) 景観法及び埼玉県景観条例を遵守してください。
- (5) 近隣小・中学校の児童生徒の通学路がありますので、店舗新設準備や新設後の関係車両の走行につきましては、児童生徒の登下校時や放課後の時間帯等に、安全に十分配慮していただくようお願いいたします。

#### 二 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年五月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

## 告示

### 埼玉県告示第三百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ新座野火止店

埼玉県新座市野火止六百四十六―四外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ドン・キホーテ野火止店

埼玉県新座市野火止六百四十六―四外

（変更後） ドン・キホーテ新座野火止店

埼玉県新座市野火止六百四十六―四外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 安田隆夫

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

（変更後） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

#### ハ 変更年月日

令和元年九月二十五日外

#### ニ 届出年月日

令和四年三月二十四日

#### 二 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺



の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン西上尾店

埼玉県上尾市大字小敷谷八百九番一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社エディオン 代表取締役 久保允誉

東京都千代田区外神田一丁目九番地十四号

（変更後）株式会社エディオン 代表取締役 久保允誉

広島県広島市中区紙屋町二丁目一番十八号

#### ハ 変更年月日

平成二十三年六月二十九日

#### ニ 届出年月日

令和四年三月二十四日

#### 二 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

#### ロ 意見書提出先



# 告示

## 埼玉県告示第三百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字本村前八百二十八番外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ケーズデンキ幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字本村前八百二十八番外

（変更後）ケーズデンキ幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字本村前八百二十八番外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤修一

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

#### ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十七日外

#### ニ 届出年月日

令和四年三月二十八日

### 二 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第三百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ吉川店

埼玉県吉川市美南三丁目十三番地二外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ケーズデンキ吉川店

埼玉県吉川市吉川駅南特定土地区画整理事業地内六十八街区一画

地

（変更後）ケーズデンキ吉川店

埼玉県吉川市美南三丁目十三番地二外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤修一

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

#### ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十七日外

#### ニ 届出年月日

令和四年三月二十八日

#### 二 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第三百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鴻巣商業施設

埼玉県鴻巣市鴻巣字沼田九百四十一番二外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）鴻巣商業施設

埼玉県鴻巣市鴻巣字沼田九百四十一番二外

（変更後）鴻巣商業施設

埼玉県鴻巣市鴻巣字沼田九百四十一番二外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計二者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計三者

#### ハ 変更年月日

平成三十年十二月三日外

#### ニ 届出年月日

令和四年三月二十八日

#### 二 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺



の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ三郷店

埼玉県三郷市さつき平一丁目八百十二番地一、八百三番地一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社長崎屋 代表取締役 関口憲司

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外 計十者

（変更後）株式会社長崎屋 代表取締役 赤城真一郎

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外 計十者

#### ハ 変更年月日

令和三年五月一日外

#### ニ 届出年月日

令和四年三月二十四日

#### 二 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第三百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ草加店

埼玉県草加市栄町二丁目八番三十三号外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）MEGAドン・キホーテ草加店

埼玉県草加市栄町二丁目八番三十三号外

（変更後）MEGAドン・キホーテ草加店

埼玉県草加市栄町二丁目八番三十三号外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ドイト株式会社 代表取締役 宮田信明

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目一番三号

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外 計二者

#### ハ 変更年月日

令和二年十月十六日外

#### ニ 届出年月日

令和四年三月二十四日

#### 二 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第三百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミネビル

埼玉県羽生市南四丁目二百五十五、二百五十六、二百五十七、二百五十八―一、二百五十九―一、二百六十一―一、二百六十一―二、二百六十二―一、二百六十二―二、二百六十四―一、二千六百三十九―一、二千六百六十六―一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） キッコーミネ株式会社 代表取締役 峯功一

埼玉県羽生市南七丁目五番地十

（変更後） キッコーミネ株式会社 代表取締役 峯隆敏

埼玉県羽生市南七丁目五番地十

キッコーミネ株式会社 代表取締役 峯智美

埼玉県羽生市南七丁目五番地十

#### ハ 変更年月日

平成三十年二月二十六日外

#### ニ 届出年月日

令和四年二月二十二日

#### 二 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第三百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

所沢市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画道路事業三・四・三十五号 所沢駅ふれあい通り線

### 三 事業施行期間

令和四年四月十二日から令和十一年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### イ 収用の部分

埼玉県所沢市大字久米字下原、字清水窪地内

#### ロ 使用の部分

埼玉県所沢市大字久米字下原地内



# 告示

## 埼玉県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 都市計画の種類及び名称

羽生都市計画道路三・三・三・一号国道百二十二号線、三・三・三・十七号国道百二十五号羽生バイパス線及び三・三・三・十八号国道百二十五号羽生バイパス線

### 二 都市計画を変更する土地の区域

（三・三・一号国道百二十二号線）

#### イ 追加する土地の区域

羽生市大字砂山字新田、大字須影字上川田、字上戸の内、字下戸の内、大字上川崎字箕輪、大字下川崎字八幡前の各一部

#### ロ 削除する土地の区域

なし

（三・三・十七号国道百二十五号羽生バイパス線）

#### イ 追加する土地の区域

羽生市大字砂山字新田の一部

#### ロ 削除する土地の区域

なし

（三・三・十八号国道百二十五号羽生バイパス線）

#### イ 追加する土地の区域

羽生大字須影字下戸の内、大字神戸字前、字西、字東の各一部

#### ロ 削除する土地の区域

羽生市大字神戸字前の一部

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所及び羽生市まちづくり部まちづくり政策課

### 四 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年四月二十六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

朝霞都市計画区域の区域

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、朝霞市都市建設部  
まちづくり推進課

### 四 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年四月二十六日まで

# 告示

## 埼玉県告示第三百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

朝霞都市計画区域区分

### 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

朝霞市大字根岸及び大字台の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、朝霞市都市建設部

まちづくり推進課

### 四 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年四月二十六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第三百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

朝霞都市計画道路三・二・十号志木和光線

### 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

朝霞市台の一部

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、朝霞市都市建設部

まちづくり推進課、志木市都市整備部都市計画課

### 四 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年四月二十六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第三百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 都市計画の種類及び名称

上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

上尾都市計画区域の区域

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、上尾市都市整備部都市計画課、伊奈町都市計画課

### 四 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年四月二十六日まで

# 告示

## 埼玉県告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

上尾都市計画区域区分

### 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

上尾市大字向山及び大字大谷本郷の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、上尾市都市整備部

都市計画課、伊奈町都市計画課

### 四 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年四月二十六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第三百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称  
秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
秩父都市計画区域の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所  
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県秩父県土整備事務所、秩父市地域整備部都市計画課、横瀬町建設課、皆野町建設課
- 四 縦覧期間  
令和四年四月十二日から令和四年四月二十六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第三百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

ときがわ都市計画区域の区域

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、ときがわ町建設環境課

### 四 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年四月二十六日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第三百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

小鹿野都市計画区域の区域

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県秩父県土整備事務所、小鹿野町建設課

### 四 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年四月二十六日まで

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十七年十月二日第二十九号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和四年四月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第一号	取消番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定の取消し に係る道路の 種類
令和四年四月十 二日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県児玉郡上里町大字三町字諏訪裏七百八十 七番一	指定の取消しに係る道路の位置
八十六・九〇	指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇	指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)